

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで
定年退職するまで、A社及び同社の関連会社に勤務していた。異動はあったが継続して勤務していたので、年金記録が空白となっている期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された従業員台帳から判断すると、申立人は、昭和45年6月1日から平成8年4月4日まで同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和46年3月1日に同社B支店からC法人に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和46年1月の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日が昭和46年2月28日となっていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年3月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月7日から42年1月1日まで

昭和41年3月に高校を卒業し、すぐにA社に入社したが、年金記録を見ると、資格取得日は42年1月1日となっている。

保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社内報（昭和41年4月号）、雇用保険の記録及び申立人と同期入社と同僚の証言により、申立人が同年3月7日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「現在、新入社員は入社と同時に全員を厚生年金保険に加入させているが、申立期間当時の担当者は既に会社にいないため、当時の厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答しているが、上記社内報に記載された申立人と同時期に入社した同僚129人のうち127人は、入社した昭和41年3月に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に資格を取得させる取扱いだったことがうかがえる。

さらに、申立人と同様に、高等学校を卒業し、すぐにA社に入社した複数の同僚は、「学歴が同じであれば入社時は全員同じ労働条件だった。厚生年金保険は、入社と同時に強制的に加入し、保険料も給与から控除されていた。」と回答している上、同社及び同僚から、申立人が同僚と異なる労働条件であった

とする証言は得られない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和42年1月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、平成9年12月から10年11月までの期間及び11年12月から21年2月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年12月から10年11月まで、11年12月から13年11月までは13万4,000円、同年12月から14年11月までは14万2,000円、同年12月から15年11月までは13万4,000円、同年12月から18年11月までは12万6,000円、同年12月から19年11月までは13万4,000円、同年12月から20年11月までは12万6,000円、同年12月から21年2月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成21年3月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録については、14万2,000円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間①のうち、平成21年9月から22年6月までの標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、14万2,000円から18万円までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を21年9月から同年11月までは14万2,000円、同年12月から22年5月までは15万円、同年6月は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、平成9年12月から10年11月までの期間及び11年12月から22年6月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち、平成22年7月及び同年8月の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の15万円とされているが、申立人は当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険法に基づき、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を22年7月及び同年8月は28万円に訂正することが必要である。

3 申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は17万3,000円、申立期間③は17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、標準賞与額20万円に相当する賞与額が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立期間④の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月から22年8月まで
② 平成21年7月10日
③ 平成21年12月10日
④ 平成22年7月10日

申立期間①は、A社における給与の手取額は平均20万円前後であったが、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額は低い額となっており、また、申立期間②、③及び④については、標準賞与額は記録されているが、年金額に反映されない状態となっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成9年12月から22年8月までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働

省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成9年12月から22年6月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年7月及び同年8月については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①のうち、平成9年12月から10年11月までの期間及び11年12月から21年2月までの期間について、市民税・県民税証明書等に記載された社会保険料控除額から判断して、申立人はその主張する標準報酬月額（9年12月から10年11月までの期間及び11年12月から13年11月までの期間は13万4,000円、同年12月から14年11月までは14万2,000円、同年12月から15年11月までは13万4,000円、同年12月から18年11月までは12万6,000円、同年12月から19年11月までは13万4,000円、同年12月から20年11月までは12万6,000円、同年12月から21年2月までは14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成21年3月から同年8月までの期間については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において26万円から30万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主から支給され、14万2,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①のうち、平成9年12月から10年11月までの期間及び11年12月から21年8月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳及び市民税・県民税証明書等から確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該賃金台帳及び市民税・県民税証明書等から確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報

酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間①のうち、平成10年12月から11年11月までの期間については、市民税・県民税証明書に記載されている社会保険料控除額から推認される当該期間の厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 申立期間①のうち、平成21年9月から22年6月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、11万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年10月9日に、28万円に訂正されており、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(28万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(11万8,000円)とされているところ、貸金台帳により、申立人は当該期間において、26万円から32万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、14万2,000円から18万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、貸金台帳において確認できる保険料控除額から、平成21年9月から同年11月までは14万2,000円、同年12月から22年5月までは15万円、同年6月は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所又は年金事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

5 申立期間①のうち、平成22年7月及び同年8月については、オンライン記録によると、当初、15万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年10月9日に、28万円に訂正されており、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(28万円)ではなく、訂正前の標準報酬月額(15万円)と記録されている。

しかし、A社から提出された賃金台帳によると、当該期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる平成21年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要である。

- 6 申立期間②及び③については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、26万7,000円又は27万3,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、17万3,000円又は17万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間②は17万3,000円、申立期間③は17万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所又は年金事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 7 申立期間④について、A社から提出された賃金台帳によると、標準賞与額20万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の当該期間の標準賞与額については、20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年7月から8年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が36万円であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月から9年4月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から9年4月まで

申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、給与額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と異なっているので、当該期間の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年7月から8年9月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、36万円と記録されていたところ、7年12月18日付けで、申立人を含む23人の標準報酬月額の記録が同年7月1日まで遡及して引き下げられており、申立人の当該期間の標準報酬月額は9万8,000円に記録訂正され、申立人の資格喪失日まで継続していることが確認できる。

また、経理・社会保険事務を担当していたA社の事業主の妻は、「当時は資金繰りが悪化し、社会保険料の支払が滞っていた。社会保険事務所の職員の提案もあり、給与額は下げていないにもかかわらず、全従業員の標準報酬月額を下げる届出をした。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月18日付けで行われた遡及訂正

処理は事実に即したものととは考え難く、申立人の標準報酬月額を同年7月1日まで遡及して減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間のうち、平成8年10月から9年4月までの期間については、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（8年10月1日）により、申立人の標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、申立人から提出された給料明細書によると、申立人は当該期間において、41万円から47万円までの標準報酬月額に相当する報酬を支給され、34万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給料明細書により確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻が、申立人に係る標準報酬月額を9万8,000円とする届出を行ったことを認めていることから、事業主は給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成7年7月から8年9月までの期間について、申立人は、給与額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と異なっているので、標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい旨主張しているところ、申立人から提出された給料明細書によると、申立人は当該期間において、上記訂正後の標準報酬月額（36万円）を超える報酬月額を支給されているものの、当該給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額（32万円又は36万円）は、上記訂正後の標準報酬月額（36万円）を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から同年12月1日まで

A社B支店C事業所が同社D支店に格上げされた前後を通じて、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金の記録に1か月の空白がある。

既に、記録を訂正された同僚もいるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる人事記録等はないが、A社D支店の設立経緯を踏まえて判断すると、申立期間については、同社B支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書にお

いて確認できる支給額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による義務の履行については、申立人と同時期にA社B支店から同社D支店に異動した同僚12人全員が、申立人と同様に被保険者期間の欠落が確認できるところ、社会保険事務所（当時）が申立人を含む当該13人全員について事業主からの正しい届出を誤って記録することは考え難いことから、事業主が昭和39年11月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から同年9月1日まで

私は、昭和27年8月にA社に入社し、平成6年4月に退社するまで継続して勤務したが、同社本社から同社B支店に異動となった際の期間が空白となっているので、調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社に係る異動日を確認できる資料等はないが、申立人と同時期に同社本社から同社B支店に異動したとする同僚の証言及び当該同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断して、申立期間については、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年4月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を平成4年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月10日から同年5月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、同社C支店から同社B支店に異動した際の厚生年金保険被保険者記録について、1か月の空白期間があるが、退職した記憶は無く、納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社から提出された雇用保険被保険者転入届受理通知書、雇用保険被保険者離職証明書及び申立人から提出された辞令の写しから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（平成4年4月10日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成4年5月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成4年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで

A社B工場がC社に社名変更した際の厚生年金保険の記録に1か月の空白期間があるが、継続して勤務していたので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同僚の記録から判断すると、申立人が同社及びグループ会社であるC社に継続して勤務し（昭和32年4月1日にA社B工場からC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年2月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和32年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した

場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知（三重）厚生年金 事案 7629（三重厚生年金事案 1492 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月21日から同年3月1日まで

A社及びその関連会社のB社に継続して勤務していたのに、前回の申立てでは認められなかった。

今回、新たに昭和62年3月の給料明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された給料明細書及び雇用保険の記録から、申立人がA社及びB社に継続して勤務していたことは認められるものの、i) 昭和62年2月の給料明細書によると、厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できること、ii) 当時のA社の事業主は、厚生年金保険の取扱いは不明と回答していること、iii) 申立人と同様に、A社からB社に継続して勤務していたとする同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることができなかつたことなどから、既に年金記録確認三重地方第三者委員会の決定に基づく平成23年3月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり新たな資料として提出された昭和62年3月の給料明細書及び当初に提出されていたその前後の月の給料明細書を改めて検証した結果、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる上、これに雇用保険の記録及び当時のA

社の事業主から提出されていた労働者名簿を加えて判断すると、申立人が同社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和62年3月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書により確認できる保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和62年4月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は不明であるとしているが、同事業主の保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日が昭和62年2月21日となっていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7630 (事案 7200 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 36 年 7 月まで

前回の申立てについて、平成24年3月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、私は、正社員として勤務していたので、前回の審議結果に納得できない。

また、申立期間について、思い違いをしていたので、新たな提出資料は無いが、再度調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立てについては、同社の経理担当者及び同僚の証言により、勤務期間は不明ではあるが申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、同社は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡している上、同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことのほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成24年3月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「正社員として勤務しており、審議の結果に納得できない。また、申立期間について、一部思い違いをしていた。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、申立人からの新たな資料の提出は無く、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、「入社日から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得している。」と証言していることから判断すると、申立期間当時、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険

者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる上、オンライン記録によると、申立人が自身より先に入社していたと記憶している複数の同僚は、申立期間後の昭和36年12月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。